

# 紀の川市人権施策基本方針

一人権を尊重し、思いやり、たすけあい、

笑顔とあいさつで和を広めますー



紀の川市



## はじめに

21世紀は「人権の世紀」と言われ、国内外において人権問題の解決に向けたさまざまな取り組みが行われています。

私たちの周りには、予断や偏見から生じる差別などの人権問題が依然として存在し、また社会環境の進展による新たな課題も生じており、人権問題への取り組みは複雑化しています。

紀の川の豊かな流れに抱かれ、自然と歴史に恵まれた本市においては、「平和で明るい社会の豊かさを楽しく享受できる社会」を築くことが、市民及び市政の重要な課題であります。

そこで、市民憲章の「人権を尊重し、思いやり、たすけあい、笑顔とあいさつで和を広めます。」の実現に向けて、人権が尊重される明るい社会づくりを推進するために、昨年12月に「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を定め、この条例に基づき、人権推進施策を総合的に進める基本方針として「紀の川市人権施策基本方針」を策定しました。

今後は、この基本方針に基づき、市民一人ひとりが人権を自分の問題としてとらえ、すべての人権が尊重される社会の実現に向けて、人権施策の推進に努めてまいります。

終りに、この基本方針の策定にあたり貴重なご意見、ご提案をいただきました「紀の川市人権施策推進懇話会」の委員をはじめ、関係者の皆様方に深く感謝を申し上げますとともに、市民の皆様方のより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。



平成19年3月

紀の川市長 中 村 慎 司

# 紀の川市民憲章

(平成 18 年 11 月 1 日制定)

紀の川市は、紀の川の清流と豊かな自然にはぐくまれたまちです。

私たちは、先人が築いてくれた歴史・文化を尊び、新しい時代にあ  
った暮らしと文化を創造するとともに、活気に満ちた紀の川市の実現  
をめざして、この憲章を定めます。

- 一. ふるさとを愛し、教養を高め、新しい文化をつくります。
- 一. 人権を尊重し、思いやり、たすけあい、笑顔とあいさつで和を  
広めます。
- 一. 働くことに喜びを感じ、生きがいと希望に満ちた未来をひらき  
ます。
- 一. 趣味やスポーツを楽しみ、健康で、明るい家庭をつくります。
- 一. 感謝と奉仕の気持ちを大切にします。

# 目 次

<b>第1章 人権に対する取り組みの経緯と広がり</b>	1
1. 人権施策基本方針策定の趣旨	1
2. 人権とは	1
3. 人権問題に対する世界の取り組み	2
4. 人権問題に対する日本の取り組み	4
5. 人権問題に対する和歌山県の取り組み	6
6. 人権問題に対する本市の取り組み	7
7. 広がりを見せる人権	8
<b>第2章 人権施策の基本的な考え方</b>	9
1. 紀の川市の人権行政が目指す姿	9
2. 人権尊重のまちづくりの基本理念	10
3. 人権施策の目指すべき方向性	11
4. 人権教育・啓発の推進	12
5. 相談・支援の推進	15
<b>第3章 分野別人権施策の推進方針</b>	17
1. 同和問題	17
2. 女性の人権	19
3. 子どもの人権	21
4. 高齢者の人権	23
5. 障害者の人権	25
6. 外国人の人権	28
7. 感染症（ハンセン病、HIV等）、難病患者等の人権	30
8. 情報化社会における人権	31
9. さまざまな人権	32
<b>第4章 施策の総合的な推進</b>	34
1. 推進体制づくり	34
2. 社会全体の取り組み体制づくり	35
3. 人権行政の推進管理方針	37
<b>参考資料</b>	39
用語の解説	39
紀の川市人権尊重のまちづくり条例	46
紀の川市人権施策推進懇話会設置規則	48
世界人権宣言	50
日本国憲法（抄）	54
人権教育のための世界計画	57
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	58



# 第1章 人権に対する取り組みの経緯と広がり

## 1. 人権施策基本方針策定の趣旨

本市では、すべての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的に、2006年（平成18年）12月に「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例では、人権尊重のまちづくりに関して、市と市民の役割等を明らかにするとともに、人権施策の総合的な推進を図るために基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を策定することを定めています。

人権施策基本方針は、この条例の定めに基づき、<sup>※(P48)</sup> 紀の川市人権施策推進懇話会の審議を経て策定したものであります。

## 2. 人権とは

「人権」とは、すべての人々が、生まれながらにして持っている幸せに生きるための権利で、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

国際連合では、「世界人権宣言」（1948年12月10日採択）の中で、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利」として前文に明記されており、具体的には、第1条「自由平等」から第28条「社会的国際的秩序」までの28の権利が掲げられています。

世界人権宣言は、すべての人々やすべての国が達成すべき人権についての共通の基準を定めたもので、強制力は持たませんが、その後に制定した条約や各国の憲法などに人権に対する精神が盛り込まれ、世界的な動きとなって現在まで取り組みが続けられています。

しかし、世界人権宣言の採択から58年を経た2007年においても、日本をはじめ、世界各国に人権の課題が残り、未だに世界人権宣言が実現されていない状況です。

そうしたことから、私たち一人ひとりが人権を自分自身の問題として受け止め、日常生活において学習を深めるとともに、より多くの人々に働きかけて問題意識を喚起し、社会全体として啓発していくことで問題の解決を目指していくことが求められています。

### 3. 人権問題に対する世界の取り組み

人類は、20世紀に多くの技術革新を成し遂げ、急速に経済が発展し、その恩恵を受けることで豊かな生活を手にしてきました。

しかし、一方で世界大戦を二度も繰り返し、その他にも多くの戦争や紛争が世界各地で繰り広げられ、多くの尊い命が失われるとともに、さまざまな人権侵害が行われた「戦争の世紀」であったとも言われています。

こうした犠牲のもとで、国際連合が組織され、1948年（昭和23年）の第3回総会において「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言には、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を図るため、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を定めたもので、その第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と明記されています。

世界人権宣言以降、国際連合では、この宣言の理念をより具現化して各国への実施を義務づける「<sup>※(P41)</sup>国際人権規約」を1966年（昭和41年）に採択し、その後多くの人権に関する規約や条約が採択されました。

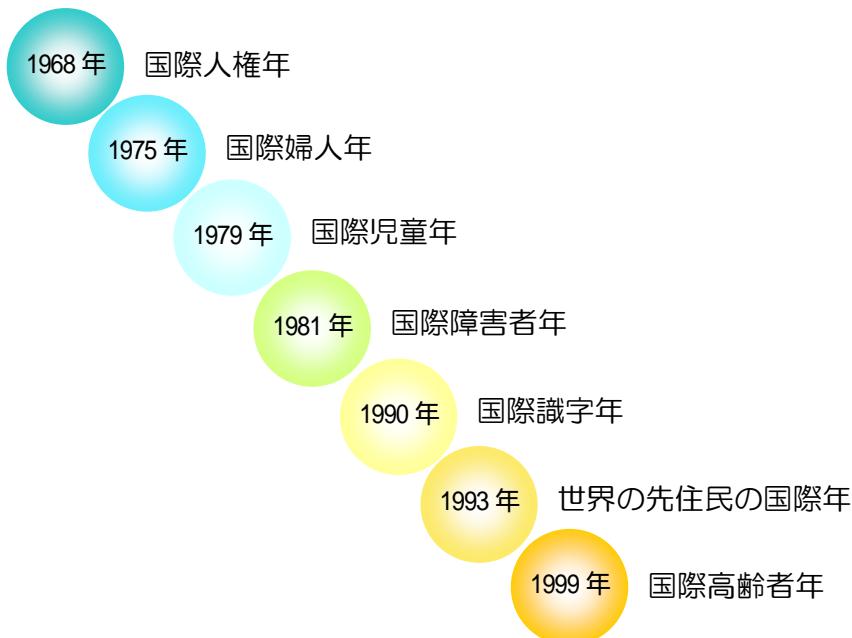
＜国際連合の主要な人権の動き＞



また、国際社会が1年間を通じて1つの共通した問題に取り組む国際年が1957年の「国際地球観測年」に始まり、人権に関するものとしては、1968年の「国際人権年」から1975年の「国際婦人年」など多くの国際年のテーマとして掲げられました。

こうした国際的な枠組みの中で、各国が条約等に批准・承認することで、人権保障のための取り組みが進められてきました。

#### ＜国際連合の国際年の動き＞



さらに、1994年に「人権教育のための国連10年」が採択され、1997年から2004年までの期間において、「人権という普遍的文化の構築」を図るため、世界各国で行動計画の策定と実施が進められました。その後、この10年の成果を踏まえ、すべてのセクターにおいて人権教育プログラムの実施を促進するため、連続したフェーズからなる「人権教育のための世界計画」が宣言され、2005年1月から「人権啓発のための世界プログラム」が開始されています。

2005年から2007年までの第1フェーズ（第1段階）では、初等・中等教育における人権教育に焦点を当てた取り組みを行うことが決定されています。

#### 「人権教育のための世界計画」の目的

- 人権文化の発展を促進する
- 国際文書に基づいた人権教育の基本原則及び方法論への共通理解を促進する
- 国家、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保する
- あらゆる関係主体による行動のための共通な集合的枠組を提供する
- あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を増進する
- 成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させるために既存の人権教育計画を評価及び支援する

人権教育のための世界計画 第1フェーズ（2005-2007）行動計画より

## 4. 人権問題に対する日本の取り組み

わが国は、1947年に国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三原則を柱とした日本国憲法が施行されました。

この三原則の柱である「基本的人権の尊重」は、人間が生まれながらにてもっている自由と平等、人間らしく生きる権利を基本的人権として尊重していくことが明記されています。

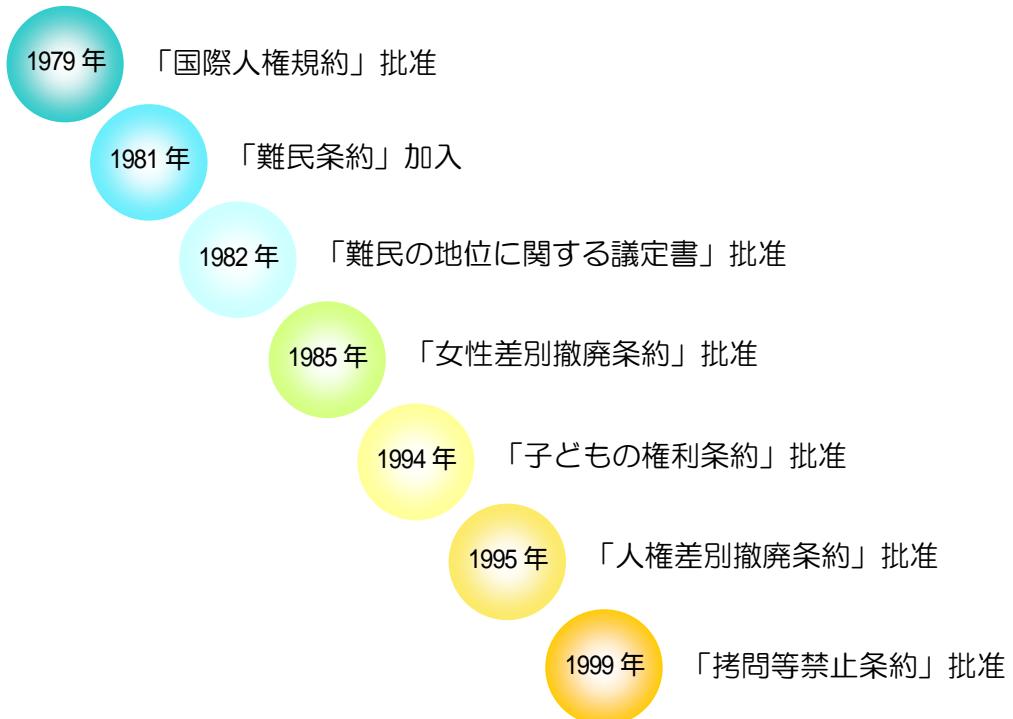
具体的には、自由権（国家からの自由）、参政権（国政に参加する権利）、社会権（国家に対する請求権）に大きく分類されます。日本国憲法では、公共の福祉に反しないかぎり、国民一人ひとりの基本的人権が尊重されることを保障しています。

国際連合には、1956年に80番目の国として加盟したことを契機に、国際的な流れを受けて人権問題に対する取り組みが進められ、<sup>※(P42)</sup>1979年の「国際人権規約」の批准をはじめ、<sup>※(P41)</sup>1985年の「女性差別撤廃条約」、1994年の「子どもの権利条約」など多くの人権に関する規約や条約に批准してきました。



出典：首相官邸 HP より

### ＜人権の規約・条約への批准の主要な動き＞

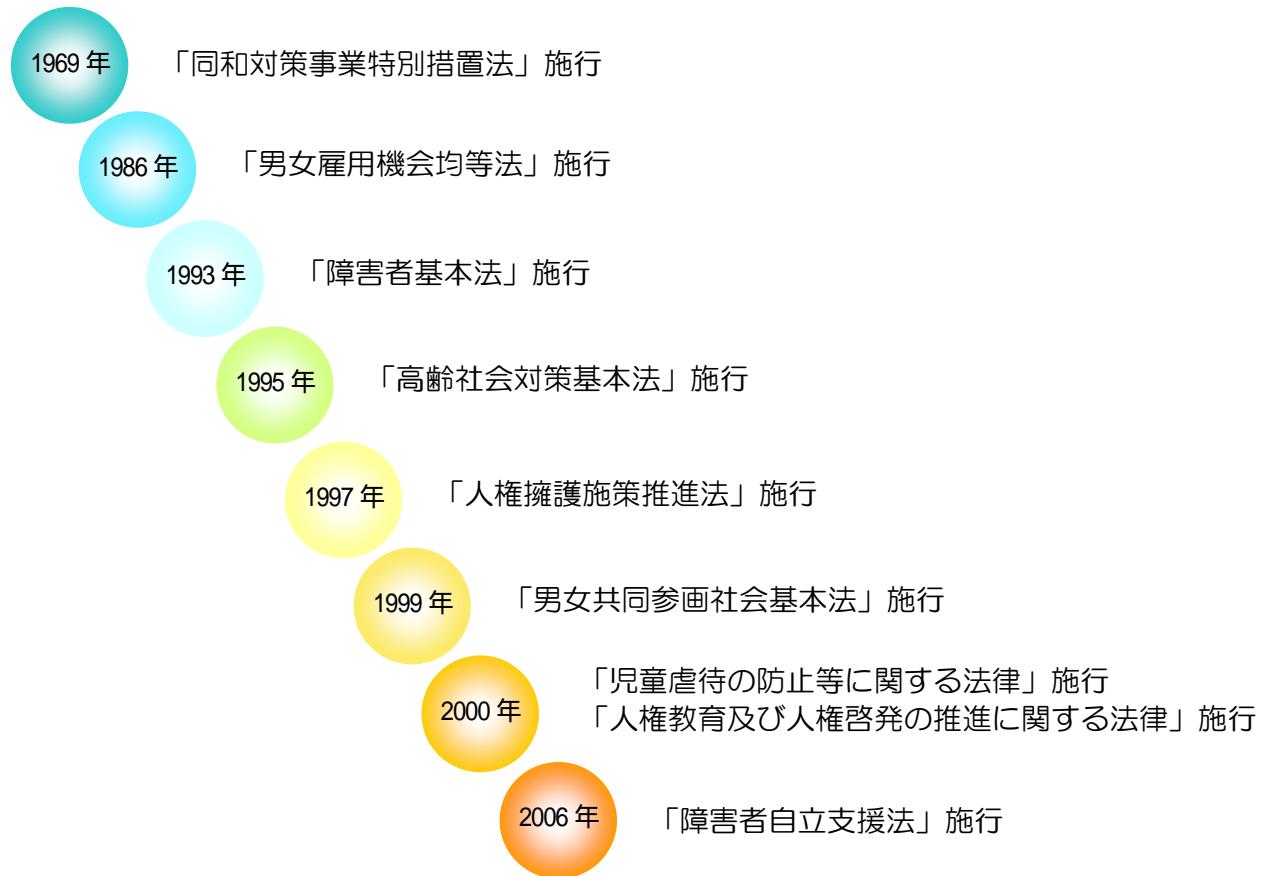


国内での人権問題に対する法的な取り組みは、1969 年の「同和対策事業特別措置法」の施行をはじめ、1986 年の「男女雇用機会均等法」、1993 年の「障害者基本法」など多くの人権に関する法律が施行されています。<sup>※(P43)</sup>

その中でも、1996 年に制定された「人権擁護施策推進法」は、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育や啓発の施策の推進」と「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の推進」の 2 つが国の責務であると定められました。また、1997 年に国際的な動きを受けた「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」が策定されています。

その後、2000 年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、2002 年に「人権教育及び人権啓発に関する基本計画」を策定するなど、人権問題への取り組みが進められてきました。

#### ＜日本の人権に関する法律施行の主な動き＞



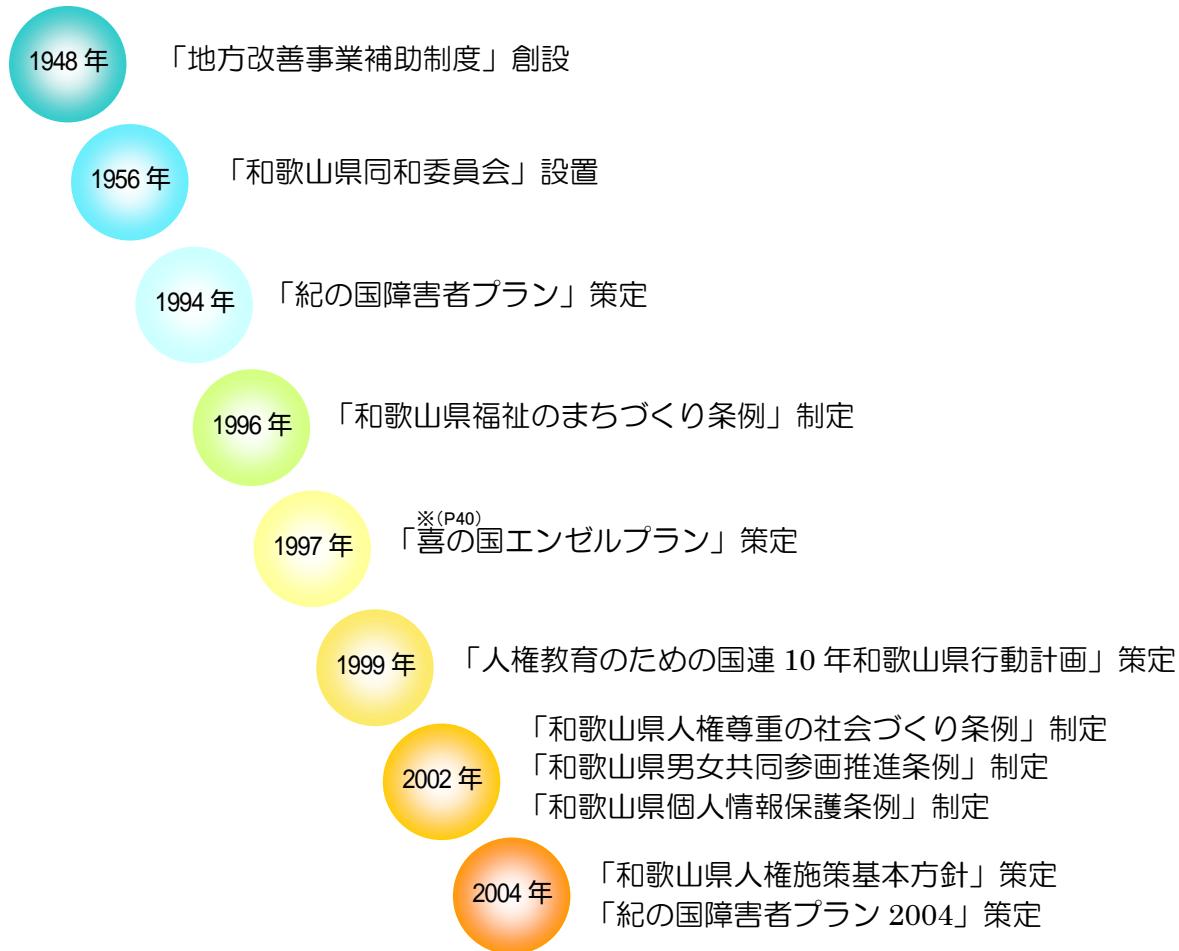
## 5. 人権問題に対する和歌山県の取り組み

和歌山県では、同和問題に対して 1948 年に「地方改善事業補助制度」を創設し、市町村とともに総合的・計画的な対策の推進を図るとともに、1956 年に「和歌山県同和委員会」を設置し、県民みんなの同和運動を展開してきました。

その後、国際連合の動きに合わせて「人権教育のための国連 10 年和歌山県行動計画」を策定し、人権への取り組みの幅を広げながら進められてきました。

人権問題が多様化、複雑化していく中で、2002 年に和歌山県の人権施策のよりどころとなる「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」が制定され、この条例に基づいて 2004 年に「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、人権に関する教育・啓発、差別解消のための諸事業などさまざまな分野における人権施策の総合的な推進を行っています。

＜和歌山県における人権に関する主な動き＞



## 6. 人権問題に対する本市の取り組み

本市では、2005年（平成17年）11月の5町合併以前から、「人権教育のための国連10年打田町行動計画」を策定（2003年（平成15年）3月）するなど、合併前の各町において、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について取り組んできました。

合併の年、2005年（平成17年）には、「紀の川市個人情報保護条例」を制定し、2006年（平成18年）には、「紀の川市民憲章」の制定、「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」の制定をはじめ、「紀の川市次世代育成支援行動計画」等の策定を行いました。

そして、2007年（平成19年）には、「紀の川市人権施策推進懇話会設置規則」を定め、「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、この「紀の川市人権施策基本方針」を策定し、今後これを基本として本市の人権施策を推進していきます。

＜紀の川市における人権に関する主な動き＞

2005年

5町合併により「紀の川市」誕生  
「紀の川市個人情報の保護に関する条例」制定  
「紀の川市人権委員会」設置  
「紀の川市人権問題処理委員会」設置  
「紀の川市庁内人権推進検討委員会」設置

2006年

「紀の川市民憲章」制定  
「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」制定  
「紀の川市DV対策庁内連絡会議設置規程」制定  
「紀の川市次世代育成支援行動計画」策定  
「第3期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」策定  
「差別事件処理体制」策定

2007年

「紀の川市人権施策推進懇話会設置規則」制定  
「紀の川市人権施策基本方針」策定

## 7. 広がりを見せる人権

世界での人権の芽生えは、16世紀頃のヨーロッパを中心に起こったと言われています。

この頃は、市民の自由や権利は認められていませんでしたが、フランス革命に代表される市民革命で、国家から個人を解放し、「自由権」を得たのが人権の始まりです。

その後、「社会権」「生存権」など人として最低限度の生活を営むことを保障するもので、社会的な平等の確保が権利として認められています。

わが国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、人権に関する各種の施策が講じられてきました。同和問題については1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」が施行され、ハード事業を中心とした取り組みが行われてきました。

1994年（平成6年）12月に国連総会で「人権教育のための国連10年」が採択され、それを受け1997年（平成9年）に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定され、また「人権擁護施策推進審議会」も設置されて、人権への取り組みが加速されました。同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などの人権問題は、比較的早い段階から取り組みが広がっていきました。

近年は、これらの差別や人権に関する問題以外にも、<sup>※(P39)</sup>アイヌの人々、<sup>※(P43)</sup>HIV感染者、<sup>※(P44)</sup>ハンセン病患者・元患者、刑を終えて出所した人などの人権問題を取り組むようになっています。

また、憲法改正の議論がなされる中で、時代の潮流から新しい人権として、個人情報を守る権利、知る権利、環境権、犯罪被害者の権利、<sup>※(P43)</sup>知的財産権の5つの権利を取り入れる検討が行われており、これまで人権として捉えてこなかった事柄まで包括され、人権は広がりを見せています。これらの新しい人権をまとめると以下の通りです。

### 新しい人権

#### ■個人情報を守る権利

何人も自己についての情報を不当に把握され、または利用されない

#### ■知る権利

国は国政上の行為につき、国民に説明する責務を負う

#### ■環境権

国は国民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるよう、その保全に努めなければならない

#### ■犯罪被害者の権利

犯罪により被害を受けた者は、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する。

#### ■知的財産権

財産権の内容は公益及び公の秩序に適合するように法律で定める、この場合において知的財産権について、国民の知的創造力の向上及び活力ある社会の実現に留意しなければならない

## 第2章 人権施策の基本的な考え方

### 1. 紀の川市の人権行政が目指す姿

地方行政を担う紀の川市の役割としては、市民に最も身近な存在として、「日本国憲法」をはじめ、さまざまな法律によって保障されている権利を守っていく必要があります。

とりわけ、日本国憲法の三原則の「基本的人権の尊重」は、地方行政が市民全般に対して行う行政施策の源として、その精神が息づき、実践されていることが求められています。

その上で、市民が人間として幸せに生きていくための権利を保障するため、住環境の改善や職業の斡旋、教育制度の充実、最低限の生活保障などさまざまなサービスを提供することで、権利の確保に努めています。

人権行政とは、市政における日常業務をはじめ、施策の立案から実施に至るすべての過程において実現されるものであり、行政運営に関わるすべての人々が人権尊重の視点から日々取り組んでいくことが、紀の川市が目指す人権行政と言えます。

## 2. 人権尊重のまちづくりの基本理念

紀の川市の市民は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」との世界人権宣言の理念、及び日本国憲法に定める「基本的人権の尊重」の精神に基づいて、「基本的人権の尊重と真に自由で明るく差別のない社会の確立」を目指してきました。

これらの精神を忘れず、「紀の川市民憲章」に掲げられた 5 つの主文、及び「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」の目的を実現していくために、家庭、学校、地域、職場等、生涯を通じたあらゆる場面や、人生のすべての段階において、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することが求められています。

また、市民一人ひとりが社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権尊重を念頭に置いて、自らの人権行使すべきであるとの自覚を促す必要があります。

このような認識に立ち、人権に対する総合的な取り組みを市民との協働によって推進し、「**人権という普遍的な文化が根付いた、平和で明るく豊かな社会をだれもが等しく享受できる、人権感覚に満ちあふれたまちの構築を図る**」ことを基本理念とします。

### 紀の川市民憲章

- 一．ふるさとを愛し、教養を高め、新しい文化をつくります。
- 一．人権を尊重し、思いやり、たすけあい、笑顔とあいさつで和を広めます。
- 一．働くことに喜びを感じ、生きがいと希望に満ちた未来をひらきます。
- 一．趣味やスポーツを楽しみ、健康で、明るい家庭をつくります。
- 一．感謝と奉仕の気持ちを大切にします。

### 紀の川市人権尊重のまちづくり条例

#### (目的)

**第 1 条** この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市及び市民の役割を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的とする。

### 3. 人権施策の目指すべき方向性

基本理念である「人権という普遍的な文化が根付いた、平和で明るく豊かな社会をだれもが等しく享受できる、人権感覚に満ちあふれたまちの構築」を実現していくためには、行政、事業者、市民が協働、連携しつつ、それぞれの対象者が主体的に取り組んでいくことが必要です。

そのため、それぞれの対象者自らが社会の構成員として義務と責任を負っていくことを自覚し、心と行動をともにして、お互いの人権を尊重していくことが求められています。

基本理念を実現していくためには、今後展開していく人権施策において、次の目指すべき方向性を基準として、地域社会全体で人権尊重のまちづくりの推進を図っていきます。

#### ● 個人の尊厳の尊重

人間は「いのち」の大切さを尊び、人間としての尊厳や個性が尊重されることが、人権を支える根拠となっています。

このように、個人の尊厳が尊重される社会において、個人が自己実現を図り、より多様で多彩な価値を創造し、活気ある地域社会を形成していくことを目指します。

#### ● 人権の平等性の保障

人権は、性別や年齢、障害、社会的身分、民族、国籍を問わず、すべての人に対して同じように保障されなければなりません。

このように、誰もが法のもとにおいて平等であり、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有し、教育や就職の機会を与えられ、社会に参画することで、市民一人ひとりが社会的な責任を果たすことができる地域社会の形成を目指します。

#### ● 多文化社会の共生

人は、さまざまな個性をもち、その人らしく生きていくことができる権利を有しています。

そのため、異なる文化や歴史、生活習慣をお互いに理解し合い、多様性に満ちた社会を生み出し、さまざまな個性を有する人々がともに共生していくことで、豊かで活力ある地域社会の形成を目指します。

## 4. 人権教育・啓発の推進

人権尊重社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解することが必要であり、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象として、家庭、学校、地域、職場等、社会のあらゆる場において人権教育・啓発活動が実施されることが大切です。

そのため、市民と協働で実施し、さまざまな手法を取り入れるなど、広範な市民参加と実践を引き出し、人権教育・啓発の活性化に努めます。

### 1) 人権教育・啓発の基本的な考え方

#### ①人権教育・啓発は人権尊重のまちづくりの基本施策

人権意識高揚のための教育・啓発は、人権尊重のまちづくりのためには欠かせない基本施策であり、その役割は「人権が尊重される条件づくり」と位置づけられます。それは、家庭、学校、地域、職場等、日常生活のあらゆる場面で人権が確立される前提として、一人ひとりの意識の高揚が必要となるからです。

#### ②時代により変化する人権課題、市民が主役となる地域づくり

人権尊重のまちづくりをめぐる課題は固定したものではなく、少子高齢化社会の到来、国際化や情報化の一層の進展、新しい技術開発などの社会の変化により、新たな課題が生まれています。さらに、これからの中長期においては、一人ひとりの市民が課題と向き合い、主役となって地域づくりに参画することが求められています。

#### ③多様性を認め個性と能力を発揮できる環境づくり

人権教育・啓発に当たっては、一人ひとりの多様性が認められ、それぞれが持つ個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境づくりであるという視点にも留意していきます。

#### ④主体性と自己決定能力を養う

上記③の環境づくりとあわせて、日常の課題を自ら解決する力を養い、一人ひとりが主体的に地域づくりに関わる中で、人権尊重という普遍的な考え方に基づき、人権をめぐる新しい課題に取り組むという視点にも留意します。

#### ⑤成長過程に応じた環境づくり

次世代を担う子どもが、権利を享受し行使する主体として、その成長過程に応じて権利を保障されることで、自らの権利についての認識を深めるとともに、権利行使に伴う責任や、他人の権利を尊重することを身につけて、生き生きと育っていくことができる環境づくりという視点にも留意します。

### 2) 人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発は市民一人ひとりの人権意識の高揚を目指します。その際次の点に留意して施策を推進することとします。

#### ①人権の基本理念に対する認識を深める

人権施策のめざすべき基本的方向性に掲げる①個人の尊厳の尊重、②人権の平等性、

③多元社会と共生、④人権の普遍性・日常性、⑤人権の義務的性格という5つの視点を

中心に、人権の基本理念についての理解を深めるとともに、それらの視点から日常の物事を見たり考えたりできる人権感覚を育てます。

## ②一人ひとりが能力を発達させ、可能性を追求する

一人ひとりが持つ可能性を、社会の中で最大限に発展させることができるように、自らの能力を信頼し、それを高め、自己実現を図る態度を育てます。それとあわせて、さまざまな個性や価値観が存在することを認め、尊重する態度を育てます。

## ③他者の身になって考え、行動できる態度を身につける

人権についての知識や人権感覚が、具体的な態度や行動につながるよう、他者の立場、特に人権侵害を受けている当事者の立場になって考え、それに基づいて自ら行動できる態度を身につけます。

## ④一人ひとりが自発的に学ぶ

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの人権意識の高揚につなげる必要があります。そのためには、教育・啓発が、一人ひとりの問題意識とつながり、自主的な学習へと発展するという、個人の自発性に基づく学習を促すことこそが必要です。このような考え方方に立って、本市は市民の自発的な学習環境づくりの一層の充実を図ります。

# 3)人権教育の基本的な取り組み

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、本市の実情に応じて、家庭教育、学校教育、及び社会教育とが相互に連携を図りつつ、これらを実施していく必要があります。

## ①家庭における人権教育

家庭は、人間形成を図る上で重要な役割を果たす場です。とりわけ、乳幼児期は、あたたかな愛情により人間関係の基礎となる信頼関係を豊かに築いていく上で重要な時期です。こうしたことから、子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人への思いやり、いのちや人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援します。

そこで、子育てに関する学習機会や情報の提供を図るとともに、地域社会の中で、保護者同士が子育てに関する情報交換を行うことができる場の設置や各種相談体制の充実など、子育てを支援する体制の強化を図ります。

## ②就学前教育・学校における人権教育

幼稚園・保育所においては、自然や動植物とのふれあいを通して、いのちの大切さを感じ取らせたり、さまざまな遊びを通して仲間との関係や豊かな人間性を培ったり、人との関わりを通して、相手を理解してお互いを大切に思う気持ちを育んでいきます。また、子育てに関わるさまざまな情報を発信したり、保護者への相談活動を充実したりす

るなど、豊かな親子関係を形成していくための子育て支援に努めます。

小・中学校から高等学校においては、学校生活のあらゆる場を通して、個々の児童生徒の自尊感情を高め、他者を尊重し、互いの違いを認め合うとともに、人権に関する知識を深め、豊かな感性を育むことが重要です。さらに、自分の感情や考えを適切に表現し、相手の意見を受け止めることができるコミュニケーション能力や、相互に尊重しあえる人間関係をつくり問題を解決する能力など、人権に関わるスキル（技能）を身につける事も大切です。このため、児童生徒の実態や発達段階及び地域の課題を踏まえ、系統的・発展的な学習を展開させるとともに、関係機関・団体等との適切な連携を行い、家庭・地域の理解と協力を得ながら教育活動を展開していきます。

### ③社会教育としての人権教育

市民一人ひとりが、各種の学習機会を通して人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常の生活に実現していくことができるよう、学習機会の充実や学習情報の提供など、生涯学習の視点に立って学習環境づくりに努めます。

また、子どもが誤った認識や偏見・差別意識を持つのは、周りの大人の影響も大きいと考えられることから、大人自身が人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と知識を培い、人権尊重の精神を日常生活に生かしていくことができるように、内容や方法の工夫を行います。

さらに、これまでの地域ぐるみの取り組みを生かしつつ、まちづくりの活動と関連させながら、それぞれの実情に応じた、効果ある人権教育の具体化を図っていきます。

## 4)人権啓発の基本的な取り組み

人権啓発については、市民全般を対象とした人権啓発と、企業・事業者への人権啓発という2つの視点から取り組みます。

### ①市民全般を対象とした人権啓発

人権啓発の現状と課題や基本目標を踏まえ、市民全般を対象として人権意識の高揚が図られるよう、県や関係機関と連携しながら人権啓発推進課を中心となって、人権に関する情報の収集や発信、啓発資料の募集・作成、各種の研修事業、専門職員による人権相談業務などを通して市民への啓発を総合的に実施していきます。

また、関連各部署はそれぞれの人権に関わる分野において、民間団体やNPO等と連携しながら積極的に啓発に取り組むものとします。※(P39)

### ②企業・事業者への人権啓発

企業は社会を構成する一員であり大きな社会的責任を負っています。特に雇用の場としての企業には、採用や雇用環境の整備の面で、人権尊重のための取り組みが求められています。このため、地域や社会への影響力が大きい企業・事業所については、従業員等への人権尊重の研修などを行うように要請するとともに、啓発資料や情報の提供、研

修講師派遣などの支援に努めます。

また、採用に当たっては公正な採用選考の確立を図り、雇用の機会均等が図られるよう、国や県と連携しながら啓発を推進します。

## 5)人権に関わりの深い職業従事者の人権研修

人々の人権にとりわけ深い関わりをもつ職業に従事する人は、市民の人権意識の高揚を図るためにには、より一層人権意識の高揚に努め、その職務に当たることが必要です。

そのため特に、市職員、就学前教育や学校教育関係者・社会教育関係者・医療関係者・福祉関係者・消防職員などの職業に従事する人を対象に、重点的に人権研修を行い、自己啓発を促すとともに、それぞれの職場で行われる研修が充実したものになるよう情報提供等により積極的な支援を行います。

# 5. 相談・支援の推進

市は市民の人権を擁護する使命を担っており、人権が侵害されたり、そのおそれがある人に対して、相談を受ける中で主体的な解決のための助言を行うなど、人権を守り、回復するために国、県などの関係機関との密接な連携を図りながら、相談・支援・救済をはじめとする人権擁護体制の充実に向けて施策の展開を図ります。

## 1) 基本的な考え方

本市では、人権に関する相談に対応するために、人権擁護委員による人権相談のほか、  
※(P42)  
※(P45) 国の機関、和歌山県人権啓発センターなどと連携しながら、さまざまな人権相談に応じる窓口を設置しています。女性や子ども、高齢者や障害者等の個別相談については、担当各課で相談を受け付けています。

近年、人権に関する課題は、複雑化・多様化する傾向にあり、総合的な対応が求められ、対応する職員の人権感覚の研鑽と専門的知識の向上が必要になってきています。

また、効果的な人権相談・支援策を講じていくためには、個別の相談内容に応じて、適切な部署・機関への取り次ぎを行うことも必要であり、国、県等の相談・保護機関との具体的な連携やNPO等市民団体との連携・協働も必要とされています。

## 2) 相談・支援体制の充実・強化

### 人権相談体制の充実

人権相談において的確な助言や指導ができるように、相談員等の資質の向上や各種相談に関する情報提供の充実を図るとともに、複雑化・多様化する人権相談に対応するため、人権ネットワークの構築を検討します。

### 3)擁護・保護機能の充実

#### ①権利擁護システムとの連携

高齢者や障害者が自立し、安心して地域生活がおくれるよう、<sup>※(P42)</sup>高齢者虐待防止ネットワークの活用や成年後見制度など権利保護事業の普及と充実を図るとともに、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができるよう、人権擁護機関との連携を図り、権利擁護に取り組みます。

#### ②さまざまな人権課題への支援

疾病にかかっている人々などの人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会を実現するために、関係機関と連携しながら、感染症まん延防止のための相談や検査、難病患者等の地域支援対策等を推進します。

### 4)専門機関との協力体制の推進

#### 国・県・NPO等との連携

<sup>※(P44)</sup>DV（ドメスティック・バイオレンス）や<sup>※(P42)</sup>児童虐待などの被害の発生防止など事案に對して適切に対応できるよう、国・県（女性相談所、子ども・障害者相談センター等）、NPO等の民間支援団体などとの密接な連携の強化を図り、協力体制を構築します。

# 第3章 分野別人権施策の推進方針

## 1. 同和問題

### ①現状と課題

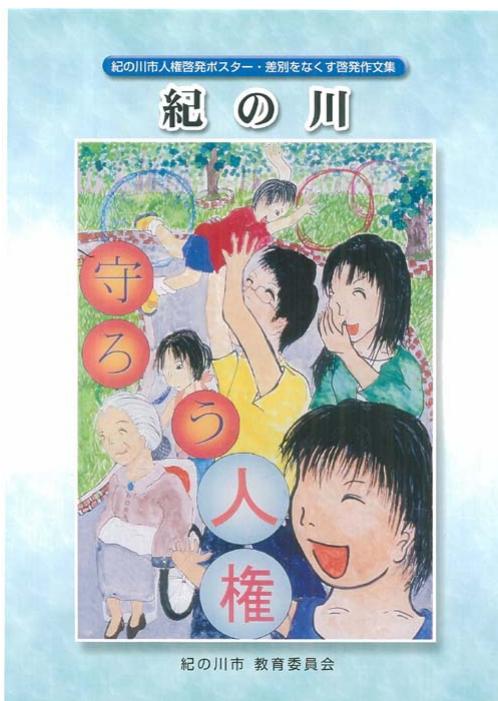
同和問題は、最も歴史の長い人権施策の取り組みとして進められてきたものであります。この問題の解決は行政責務と国民的課題であると位置づけられ、1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」で、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障された基本的人権に関わる課題である」とし、その理念を受けて、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」が制定されました。

本市においては、国、県との連携を図り、地域住民の理解と協力を得ながら、地域において住宅、道路、排水路、地域施設の整備による住環境の改善を推進してきました。また、教育、就労についても、教育の機会均等を図る制度や若年層などへの就労支援、雇用の場の創出などさまざまな施策を進めてきました。

1996年（平成8年）には、「地域改善対策協議会意見具申」で実態的な差別はほぼ解消され、法律の目的が達成したとの見解から「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、2002年（平成14年）をもって失効しています。

本市においても、市民の多くが実態的な差別が解消されてきているとの認識を示しており、同和問題に対する基本的理解と認識は深まり、人権意識の高揚も進んできました。

しかし、実態的な差別が見られなくなったものの、私たちの周りには予断や偏見から生じる差別などの問題が依然として存在しています。



紀の川市人権啓発ポスター・差別をなくす啓発作文集「紀の川」より

## ②基本方針

同和問題は、今後も人権問題に取り組む際の基本的な課題として位置づけ、これまで取り組まれてきた同和教育や啓発活動を人権教育・啓発の視点で発展的に再構築していきます。

特に、残された課題が心的な要因によるところが大きいことに鑑み、家庭、学校、地域、職場など地域社会が一体となって人権教育に取り組んでいくことで、差別意識の解消を目指します。

## ③施策の基本的な方向性

- 人権教育のための世界計画第1フェーズ（第1段階）（2005 - 2007）では、初等中等学校教育に焦点が当てられていることから、世界の動きと同調して、学校における人権教育の充実を目指し、人権教育学習プラン「対話ですすめる人権学習」(和歌山県教育委員会発行)の推進を図ります。
- 今まで積み重ねてきた「同和運動推進月間」など啓発活動を継続して実施していくとともに、啓発作文集「紀の川」の配布や講演会・研修会の実施を行うなど日常から広く人権への問題意識を喚起していく人権啓発を推進します。
- 生活の基盤となる就労においては、県と連携して企業訪問を実施し、公正な採用選考を確保するとともに、職場での人権啓発として企業の依頼による講習会の実施など人権啓発の支援を行っていきます。

## 2. 女性の人権

### ①現状と課題

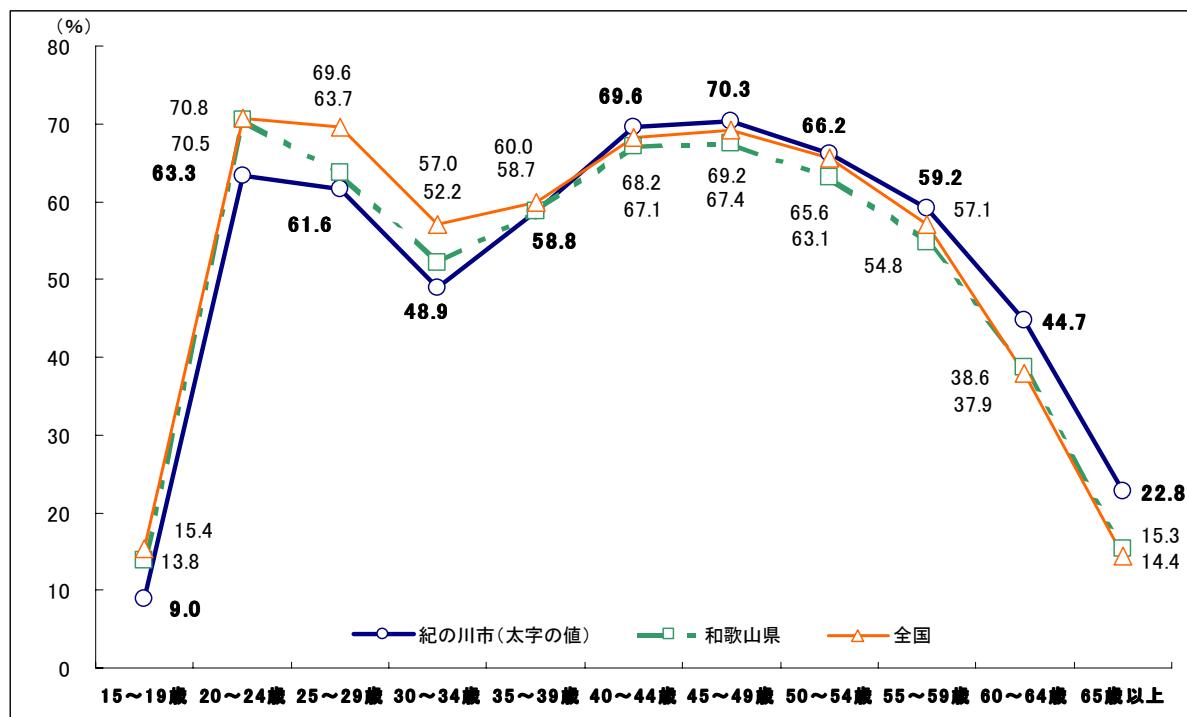
わが国での女性の人権は、1985年（昭和60年）「女性差別撤廃条約」の批准によって、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」の制定など法整備が進められるとともに、社会への女性の参画を拡大する「男女共同参画基本計画」が策定され、計画に基づいたさまざまな取り組みが進められています。

このように法制度や基本計画によって、男女の平等が確保され、あらゆる分野に女性が参画し、自らの能力や個性を活かして活躍する社会が到来しています。

しかし、実社会においては、男性優位の意識や男女間の経済力の格差などの社会構造の問題と育児や介護は女性が負担するなど、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

また、DV やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪など女性に対する精神的、肉体的な暴力による人権侵害なども少なからず発生しており、これらの防止や早期発見による擁護を図ることも女性の人権を守る上で重要な課題となっています。

### 女性の就労状況



資料：紀の川市次世代育成支援行動計画 H.18年

## ②基本方針

男女がともに人権を尊重して歩んでいける社会を実現していくため、女性が自己の能力を伸ばし、発揮できる機会を平等に得られるように、行政機関はもちろん、企業や地域社会においても啓発を図り、スキルアップの支援を行います。

女性に対する精神的、肉体的な暴力行為は、表面に出にくい問題であるため、地域全体での根絶に向けた取り組みと気軽に相談できる体制の充実を目指します。また、人権侵害の事象が発生した場合の迅速な擁護など支援体制を強化していきます。

## ③施策の基本的な方向性

- 紀の川市男女共同参画推進会議の参加等により、早期に「男女共同参画基本計画」の策定を行い、基本計画に基づいて、男女に関わりなく、個性を尊重し、能力を活かせる社会環境を形成する取り組みを家庭、職場、地域社会において積極的に実施していきます。
- 男女共同参画の地域経済を築くためには、行政機関や企業などさまざまな場面において女性の参画を促し、政策決定や方針決定に関わる機会の創出を目指します。また、本市の主要な産業である農業において、※(P40) 家族経営協定などの取り組みを進めるほか、働き易い職場環境の整備を企業の連絡会議を通して要請するなど、就労の場において役割と責任に見合った女性の地位向上を図ります。
- 近年、女性の社会進出が進んでいますが、子育てや介護、その他の家庭生活の多くが女性によって支えられています。育児・介護休業法に定められた男性の子育てなど家庭参加を促し、男女がともに家族としての責任を果たされる意識改革と社会の環境形成に取り組んでいきます。
- 女性は、ライフステージにおいて妊娠、出産などさまざまな健康上の課題に直面します。また、性に関する人権侵害を受ける場合があるため、これらの問題に対して、気軽に相談できる窓口の充実と広報による機会の創出に努めます。  
女性に対する精神的・肉体的な暴力行為や犯罪行為が発生した場合、速やかに人権の回復を図るため、法的な対応も含めた対処措置の実施や被害者の保護・自立支援を推進するために、担当部署や女性相談所等の関係機関が連携し、救済ネットワークづくり、事後ケア体制の充実など迅速な対応体制づくりを図ります。

### 3. 子どもの人権

#### ①現状と課題

わが国での子どもの人権は、1994年（平成6年）「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の批准により、それまでの保護されるべき存在との位置づけから、大人と同様の権利を有するものとして認識され、子どもも一人の人間として最大限人権が尊重される社会の実現が求められています。

こうしたことから、次の時代を担う子どもを育成し、または育成しようとする家庭に対する支援、その他の次の時代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成を目的として2003年（平成15年）に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律を受けて本市では、2006年（平成18年）に「紀の川市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て家庭を地域全体で支援し、次世代を担う子どもが心身共に健やかに育つことができる環境整備を2014年（平成26年）までの9年間にわたり総合的・計画的な推進を図っていきます。

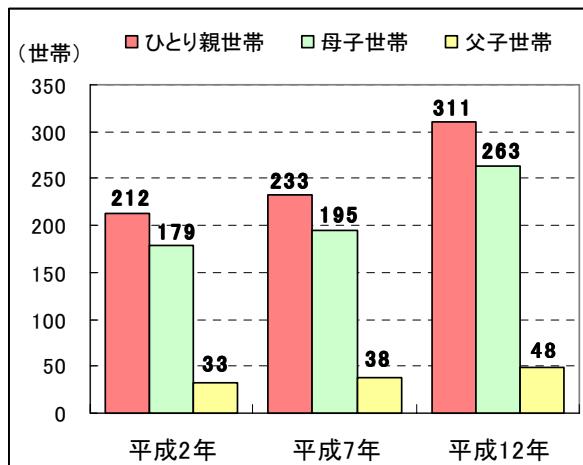
しかし、子どもたちを取り巻く環境は厳しく、子どもの人権に対する理解が広がっていないことやさまざまな人権侵害の事象が見られるなど深刻な状況が続いています。

その背景としては、本市も全国と同様に、核家族化の進行やひとり親世帯の増加など家庭環境の変化や近所の助け合いや世代間の連携など、地域社会におけるコミュニティの希薄化が進んだことなどが、子育ての孤立や育児ストレスなどを加速させることとなり、人権侵害の要因となっていると考えられます。

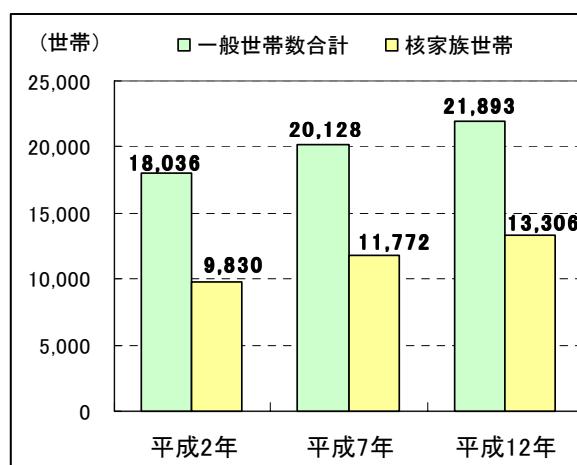
また、子どもの発育過程における思春期などの精神的な不安を抱える時期において、家庭と学校が互いに責任の領域を限定し、子どもが不安を相談できる地域社会の環境が低下していることが、少年非行やいじめ、ひきこもり、不登校などさまざまな形で現れています。

そうしたことから、家庭・学校・地域社会が子どもの人権の尊重を改めて考えるとともに、お互いの責任の領域を認めつつ、相互に連携し、社会全体での教育力を高めることが課題となっています。

ひとり親世帯の状況



核家族化の状況



資料：紀の川市次世代育成支援行動計画 H.18年

## ②基本方針

紀の川市次世代育成支援行動計画の基本理念である「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を実現していくため、社会の宝である子どもの権利と利益を最大限尊重しつつ、さまざまな人々とのふれあいやつながりの中で、心豊かな子どもを育していくまちを目指します。

子どもや子育て家庭への支援を充実し、子育てしやすい環境を形成することで人権侵害の防止を図るとともに、事象が生じた場合には、速やかに救済を行い、継続した見守りの体制を充実していきます。

## ③施策の基本的な方向性

- 乳幼児期は、人間形成において信頼や愛情などを培っていく上で大切な時期となります。そのため、保護者・家族・地域の人々が一体となって地域ぐるみで子育てを行う意識を高め、世代を超えたふれあいや体験学習・活動を推進します。
- 親になる喜びや楽しみを実感できるように、父親の子育て参加を支援する取り組みを進め、家庭全体で協力した子育て意識を醸成するとともに、子育てをする同世代が集う場や世代間での子育て支援、学童保育の充実など地域全体の子育てネットワークの形成を推進します。
- 学童期から思春期においては、社会性を身につけるとともに、自分らしさを形成する重要な時期であるため、保育所・幼稚園・小学校・中学校等が連携し、個性の尊重や命の尊さなど人権教育を通じて心の成長による「生きる力」の育成を図ります。
- 児童虐待は、重大な人権侵害であることを子どもの権利の啓発活動を通じて社会の認識を高めるとともに、虐待を未然に防止するために子育て家庭への育児負担の軽減や地域内交流を進めます。また、問題が発生した場合に速やかに救済し、保護者へのカウンセリングができる児童相談所や子ども相談センターなどの専門機関との連携体制づくり、要保護児童支援ネットワーク会議の活性化などを促進します。
- いじめや不登校などは、学校生活における人権の問題に対して、人権教育計画を作成し、体系的な学習を図ることで、児童・生徒に重要性を理解させるとともに、適応指導教室の充実、スクールカウンセラーなど学校内での相談体制の充実を図ります。また、学校だけの問題として捉えず、家庭と学校、地域が協力・連携しながら、人権教育・啓発に努めていきます。

## 4. 高齢者の人権

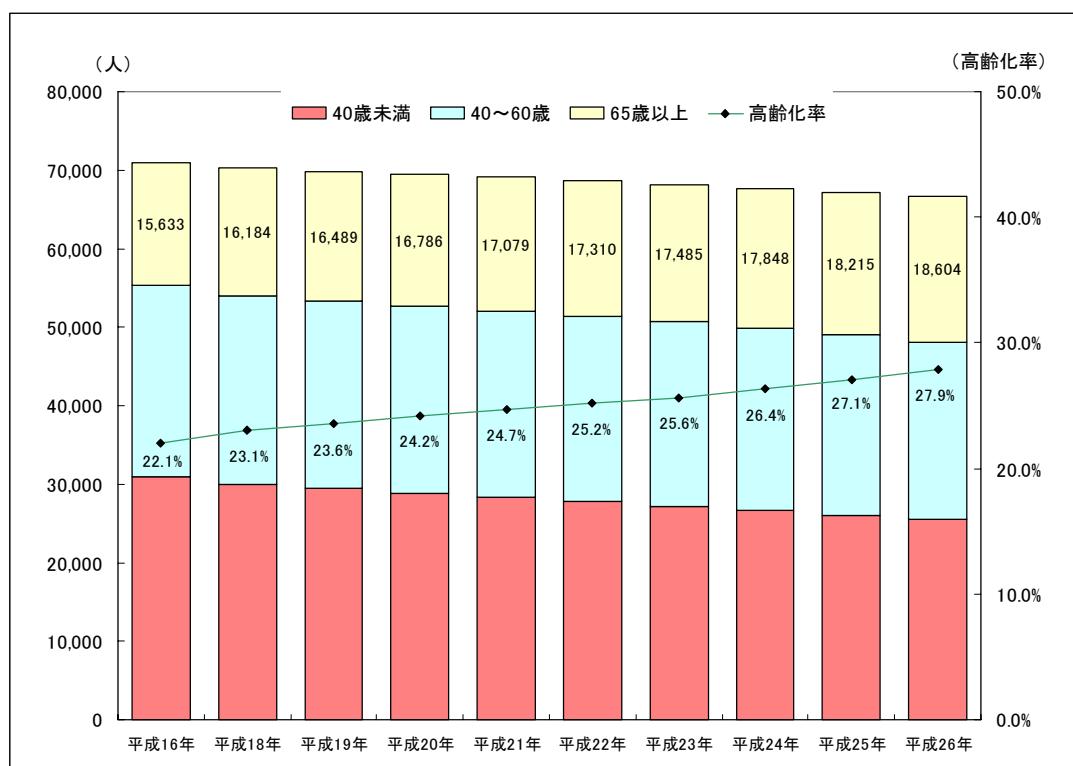
### ①現状と課題

わが国は世界一の長寿国となっており、少子化も相まって急速な人口の高齢化が進行し、今世紀初頭には、<sup>※(P43)</sup>超高齢社会を迎えることとなります。この状況は、本市においても同様であり、年々、高齢化率が高まり、2010年（平成22年）には、4人に1人が高齢者となることが推計されています。

こうした状況の中で、2000年（平成12年）に「介護保険制度」がスタートするなど高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。本市では、老人保健法及び老人福祉法、介護保険法の法定計画として、2006年（平成18年）に「第3期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」を策定しています。この計画に基づいて、高齢者が自立し、生きがいを持って生活していくことができる社会の実現と、介護が必要になっても住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていくことができる支援を推進しています。

しかし、高齢者への偏見や差別意識が就業機会の創出や社会参加を妨げるなど経済的な自立と生きがいを持って年を重ねることが難しくなっています。また、高齢者の孤独死などを防ぎ、地域での交流を促進するさまざまな施策が実施されていますが、参加者が固定化するなど活動が広がらないことや地域格差による多くの課題が生じています。

そうしたことから、高齢者が今まで培ってきた知識や経験を地域で活かし社会参加できる環境整備を図るとともに、高齢者が敬われ、人権が尊重される社会づくりが課題となっています。



※ 平成16年は住民基本台帳より実績値、平成18年以降はコーポレート要因法による推計値

※ 資料：第3期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画 H.18年

## ②基本方針

紀の川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の基本理念である「生きがいを持ち健やかで安心して暮らせるまちづくり」を実現していくため、活動的な 85 歳を将来像として高齢者が地域社会の構成員として役割を果たし、生きがいを持って自立した社会づくりを目指します。

そのためにも、住み慣れた地域や家庭で安心した暮らしができるように、疾病予防・介護予防を推進し、より末永く健康な状態で自分らしく生活ができる支援や取り組みを図ります。

## ③施策の基本的な方向性

- 超高齢社会を迎える、高齢者も地域社会の一員として役割を担うことが、すべての世代がいきいきと暮らしていく社会を築く基盤となることから、心身の衰えなどによる差別や偏見をなくし、ともに生きる社会の形成に向けた人権啓発を推進します。
- 高齢者が持つ豊かな知識や経験を活かし、シルバー人材センター<sup>※(P42)</sup>や紀の川地域職業相談室と連携し、生涯現役との視点から就労の機会を創出するとともに、<sup>※(P41)</sup> <sup>※(P45)</sup> コミュニティビジネスやボランティア活動など地域に根ざした自主的な活動を支援し、いつまでも生きがいを感じられる地域社会づくりを進めます。
- 高齢者が孤独を感じることなく、交流を促進し、生きる楽しみをつくっていくために、学習からものづくりまで多様性を持った生涯学習の機会を創出していきます。
- 子どもの成長段階において、幅広い世代との交流が豊かな人格の形成につながることから、人生経験豊かな高齢者と子どもたちが世代間交流を進める機会を学校や地域社会において設けていくことで、高齢者を敬愛し、人権が尊重される社会教育を推進します。
- 身体機能の低下や認知症など高齢者が抱えるさまざまな問題を、地域の人々が認識するための啓発活動に取り組むとともに、高齢者が住み慣れた地域で、より長く暮らしていくように、地域が支え合う環境づくりを進めていきます。
- 高齢者虐待や認知症などの高齢者の権利擁護のために、高齢者虐待防止ネットワークの活用や成年後見制度の普及、並びに保健所等関係機関との連携の強化を促します。

## 5. 障害者の人権

### ①現状と課題

わが国では、国連連合による「国連障害者の10年」などの取り組みを受けて、1993年（平成5年）に「障害者基本法」が施行され、障害者の自立と社会参加をより一層進めていくこととなりました。また、1995年（平成7年）には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が施行され、続けて「障害者プラン ノーマライゼーション7カ年戦略」が策定されました。

本市では、障害のある人が自立した地域生活と社会活動への参加を図るため、合併前の旧5町それぞれにおいて「障害者基本計画」を策定し、各施策を推進してきました。

国内においては、2000年（平成12年）に「社会福祉法」の施行、2003年（平成15年）<sup>※(P41)</sup>に「支援費制度」の導入など福祉施策の充実が図られてきました。

1993年（平成5年）に施行された「障害者基本法」で初めて精神障害者が障害者と位置づけられ、その後、2004年（平成16年）国の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」では入院医療中心から地域生活中心への転換を進めることになりました。

また、2005年（平成17年）には「発達障害者支援法」が施行され、<sup>※(P44)</sup><sup>※(P41)</sup><sup>※(P40)</sup>自閉症やLD（学習障害）などの早期発見とともに成人期までの支援を国や自治体の責務とすることになりました。

近年、これらの個別の法律に基づいて、身体障害・知的障害・精神障害に関する福祉サービスや公費負担医療が提供されてきましたが、障害種別に関わりなく一元的に共通のサービスを提供することなどを目的として、2005年（平成17年）に「障害者自立支援法」が成立し、2006年（平成18年）10月から運用が始まっています。

本市では、これらを受けて平成18年度に障害者基本法に基づく「障害者基本計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」の策定を一体的に進めています。

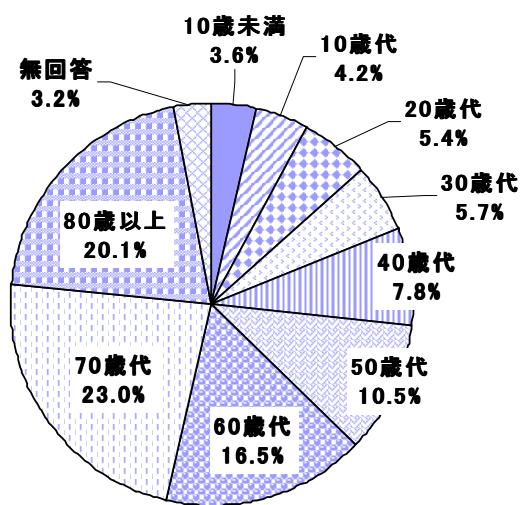
こうしたことから、地域において障害者がともに生活することが自然な状況であるとの障害福祉の基本である「ノーマライゼーション」の考え方方が定着しつつあり、建物をはじめ、公共空間における整備においては、障害者等に配慮した取り組みが進んでいます。

しかし、依然として地域社会には、<sup>※(P41)</sup>障害者や障害に対する理解や認識不足により、就職に際しての差別や入居、入店拒否、施設コンフリクトの問題など社会生活を送るうえで障害のある人は厳しい環境にされています。また、公共施設をはじめ、多くの建物や道路などの公共空間、交通機関などに障害者の行動を妨げるさまざまな物理的な障害も存在しています。

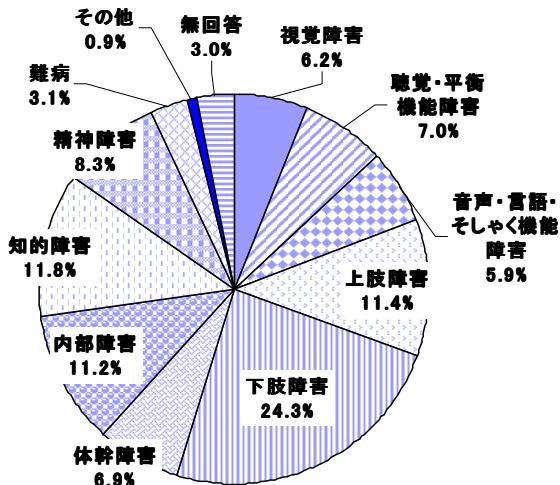
障害がある人もない人もともに、市民として同等の社会生活が営むことができるよう、物理的な障壁と情報や心の面におけるバリアを取り除くことにより、障害のある人が平等に参加・活動することができる社会の実現を進めていくことが課題となっています。

紀の川市障害者基本計画及び障害者福祉計画策定 基礎調査  
障害者アンケート（平成18年7月実施）より

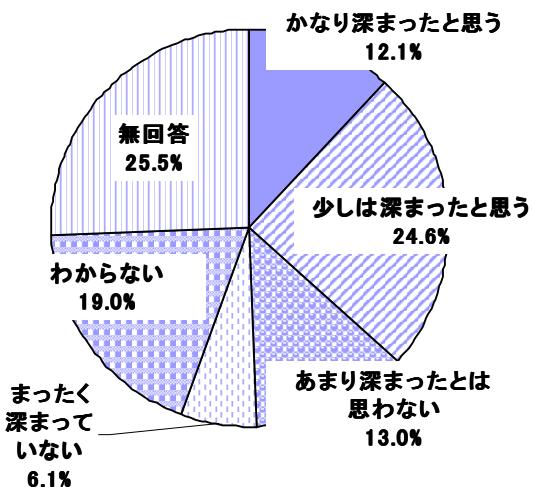
問2 障害者の年齢



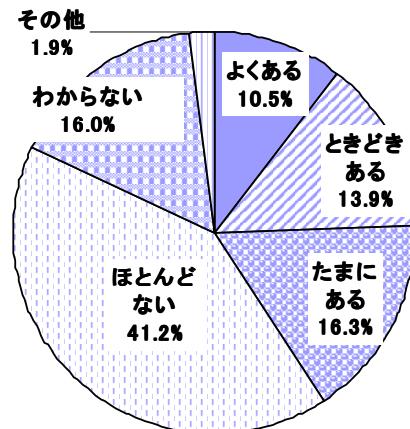
問8 障害の状況



問27 障害者への理解度



問30 「障害」を理由にいやな思いをしたこと



※ アンケートの数字は統計的に処理し、四捨五入してありますので合計が100%にならない場合があります。

## ②基本方針

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら地域社会の一員としてともに生活できる社会の実現にむけて、障害者の人権を保障する施策を推進します。

※(P44)  
そのために、地域や日常生活における「物理的なバリアフリー化」や、障害者に対する差別や偏見など「心のバリアフリー化」を進めていきます。

また、障害者の社会参加と自立を図るために、在宅サービスや保険・医療体制の充実、権利擁護の推進、及び障害者教育の充実と雇用・就労対策を推進します。

## ③施策の基本的な方向性

- 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するために、障害者に対する正しい理解と認識を促進し、講演会等のさまざまな行事や市の広報紙「広報紀の川」等を通じて啓発・広報活動を推進します。
- 地域や学校などにおいて障害のある人とない人の交流機会の拡大に努め、相互理解が深まるような取り組みや教育・啓発活動を進めます。
- 特殊教育から特別支援教育への移行を進め、さまざまな障害がある児童の個性・能力が十分發揮でき、将来、社会的・職業的に自立した生活を営むことができるよう一人ひとりのニーズを的確に把握し、それをもとに適切な支援教育を行います。
- 障害者が自立し、自己選択によってさまざまな生き方を選んでいくことができる社会の実現に向けて、障害者が生活の場やサービスを選択できるようにするために、相談窓口の設置、24時間体制の相談事業の運営など支援体制づくりを進めます。
- 障害者の社会参加や自立、並びに自己実現を図るために、障害者の雇用・就労対策の推進を図ります。
- 障害者が住み慣れた地域の中で、健康で文化的な生活を送ることができるよう、生活空間全体でのバリアフリー化の促進、保健・医療・福祉サービス体制の充実、相談体制・情報提供体制の充実を図ります。
- 障害者の権利擁護を推進するために、成年後見制度の普及や県の関係機関との連携の強化を促します。

## 6. 外国人の人権

### ①現状と課題

近年の国際化の進展を背景にして、わが国に在留する外国人は年々急速に増加しています。本市の外国人登録者数は、国勢調査によると 2000 年（平成 12 年）の 174 人から 2005 年（平成 17 年）には 210 人へと増加しており、日常生活のあらゆる場面で、外国人の方々と出会う機会が増加しています。

憲法では、日本国民を対象としているものを除き、わが国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいます。また、1995 年（平成 7 年）にわが国が批准した、「人種差別撤廃条約」では、人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであることを明記しています。

しかし、現実には、わが国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、就労差別や入居・入店拒否など、外国人に対するさまざまな人権問題が発生しています。

県では、1998 年（平成 10 年）に「和歌山県国際交流センター」を設置し、また、2003 年（平成 15 年）に「和歌山県国際化推進指針」を策定し、国際化社会に対応した施策を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発に取り組んでいます。

本市では、外国人の人数が少ないとはいえ、外国人に対する人権問題が発生する可能性もあることから、同じ地域に暮らす住民であるとの視点から、偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重される共生社会を構築していく必要があります。

### ②基本方針

国籍や民族に関わらず外国人も地域に暮らす市民の一人として、偏見や差別のない地域社会を築いていくためには、一人ひとりが、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重することが大切です。

そのためには、市民に諸外国の歴史、文化、生活習慣などについての紹介や、外国人とふれあう機会を積極的に提供することなどを通して人権意識の啓発に努め、在住する外国人が生き生きと暮らすことができる共生社会づくりをめざします。

### **③施策の基本的な方向性**

- 文化、慣習、価値観の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすために、教育・学習や地域交流などさまざまな機会を創出し、相互理解を深め人権意識の啓発に努めます。
- 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていく態度を育成するための教育の充実を図っていく。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導をはじめ、適切な支援を促します。
- 外国人が、地域で安心して生活できるように、生活情報の提供や各種相談事業、各種案内標識等の外国語の併記等を推進します。
- 国際化が進む中で、仕事や研修で本市に滞在する外国人もいることから、雇用主及び職場において人権尊重意識の普及・高揚を促すとともに、適正な就労条件で労働や研修が行われるように指導や相談ができる場の確保に努めます。

## 7. 感染症（ハンセン病、HIV等）、難病患者等の人権

### ①現状と課題

現在、わが国には、さまざまな感染症や難病<sup>※(P40)</sup> 等の病気を抱え暮らしている方がおり、医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者や家族に対するさまざまな人権問題が生じています。特に、近年、HIV感染者は増加の傾向にあり、性行為等を通じて感染するものが大部分を占め、感染者の低年齢化が進行していることから、正しい知識や予防法を知ることが重要になってきています。

このような状況の中、本市では広報等により、ハンセン病やエイズを含むHIV感染症、及び原因不明の難病等について、疾患の正しい知識や理解の普及・啓発を行い、相談窓口についての周知を行っています。

しかし、感染者とその家族が不当な差別や偏見を受けることなく、それぞれの人権が尊重され、安心して社会生活に参加できる環境を整備するには、現在の取り組みだけでは、十分とは言えません。

今後は広報活動のみではなく、さまざまな機会を利用しながら感染症や難病等に対する正しい知識や理解の普及を図るとともに、適正な医療の確保と患者や家族への支援体制の整備に努める必要があります。

### ②基本方針

ハンセン病やHIV感染症、難病などについては、発生の予防と患者や家族の人権の尊重を基本とし、一人ひとりが安心して社会生活に参加できる環境整備のほか、適切な治療が受けられるように努めることが必要です。

このような観点から、ハンセン病やHIV感染症、難病等に対する偏見や差別をなくす正しい知識の普及・啓発を図るとともに、関係機関と密接な連携を図り、適正な医療の確保と患者や家族への人権相談体制などの支援体制の整備に努めるものとします。

### ③施策の基本的な方向性

- ハンセン病やHIV感染症等に対する誤った知識による偏見や差別をなくすために、正しい知識の普及や理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 学校教育や生涯学習においては、エイズ教育や学習を通じて、正しい知識を身につけることにより、感染予防を促すとともに、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすように人権教育・学習を推進します。
- ハンセン病やHIV感染症、難病等の病気を抱えている方が、地域社会の中で安心して生活、治療、療養ができるように、保健所等の関係機関と連携し、相談・支援体制の整備に努めます。

## 8. 情報化社会における人権

### ①現状と課題

今日の高度情報社会では、情報は高速で大量処理されるなど、行政や企業等において個人情報が大量に収集・蓄積され、ネットワークを通じて瞬時に伝達されます。情報収集が誰でも簡単にできることは、市民に高い利便性をもたらす一方で、個人情報が本人の知らない間に広範囲に収集・利用されるといったことが起こっています。

※(P39)

それに伴い、インターネット上の電子掲示板やホームページへは、その特徴である匿名性と利用の容易性を悪用して、悪質な差別表現や差別を助長する表現等の書き込み、個人情報の流出、プライバシーの侵害など、新たな人権問題が生まれており、これらに対する取り組みが必要になってきています。

そこで、個人情報保護のための法制度を整備する必要性が高まり、2003年（平成15年）に「個人情報保護法」が制定されました。これまでの、「干渉されない権利」といったプライバシーの概念は、「自らの情報を自らが管理する権利」へと拡大されており、市民自身が個人情報を自らが管理しコントロールする力を持つとともに個人情報の保護について事業者の主体的な取り組みを促進することが重要です。

※(P45)

2002年（平成14年）に「プロバイダー責任制限法」が施行され、管理者側においても適切な対応が求められています。

本市では、市の実施機関及び事業者による個人情報の利用・提供についての適正な取り扱いや、個人情報の本人に対する開示や訂正の手続きなどを定めるために、「個人情報保護法」や和歌山県の「個人情報保護条例」を基本として、「紀の川市個人情報保護条例」を制定しています。

### ②基本方針

インターネット等を利用する一人ひとりが、その高い利便性とインターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化社会がもたらす影響について学習し、確かな知識を身につけ、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルを持つことができるよう啓発・普及活動に努めるものとします。

### ③施策の基本的な方向性

- 高度情報社会において年齢、収入、学歴、身体的な条件などさまざまな要因がもともと情報通信技術の取得に格差が生じないように、IT講習など学習機会の提供に努めるものとします。  
※(P39)
- 学校においては、情報に関する教科等にて、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化が社会にもたらす影響について確かな知識とモラルを持つことができるように教育の充実を図っていくものとします。

## 9. さまざまな人権

### 現状と課題、及び施策の基本方針

これまでに述べた 8 つの人権問題のほかにも、多くの人権問題が存在しています。

#### ア) 犯罪被害者に対する人権

犯罪被害者の人権にかかる問題については、犯罪の被害者やその家族等は、犯罪による直接的な被害のほか、捜査や裁判の過程において、マスコミ等による取材、報道において二次的な被害を受けるという実態もあります。

2000 年（平成 12 年）「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律（犯罪被害者保護法）」により、被害者の権利保障が認められ、被害者やその家族が裁判に主体的にかかわる道が開かれました。

また、2004 年（平成 16 年）に犯罪被害者への支援体制を整える「犯罪被害者等基本法」が成立し、被害者の権利を明確にし、国などによる支援を義務づけています。

このような状況を踏まえ、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進するとともに、それらを支援する NPO 等民間団体の活動支援に努めます。

#### イ) 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人に対しては、市民の意識の中に根強い偏見があり、住宅の確保や就職など基本的な生活基盤を築くことさえ難しく、社会復帰をめざす人たちにとって極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が、真摯に更生し、地域社会の一員として生活を営むために、偏見や差別意識を解消するための啓発活動を進めるとともに、更生保護活動を行う民間団体等に対して支援を行うものとします。

#### ウ) 野宿生活者（ホームレス）の人権

近年、長引く不況の中、失業や家庭問題等さまざまな要因により、公園などで野宿生活をやむなくしている人々が増えています。一部では周辺の住民とのあづれきが生じたり、野宿生活者への暴力なども発生しており、噂や偏見などに惑わされない対応が求められています。

2002 年（平成 14 年）には、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。地域社会の協力のもとに、ホームレスの人々に対する雇用・生活・医療等の総合的支援を通して、野宿生活者の自立を促していくことや野宿生活者となることを防止するための支援などについて定めています。

野宿生活者に関する問題について市民の理解を促進するとともに、野宿生活者となることを防止するための支援に努めるものとします。

#### エ) 性同一性障害者の人権

性同一性障害者は、自分自身に対して強い違和感を持つと同時に、社会の無理解や偏見

等により強い精神的な負担を受けています。就職をはじめ日常生活の中で、自認する性での社会参加が難しいだけでなく、偏見により嫌がらせを受けるなどさまざまな問題が生じています。

性別再判定手術を受けた人については、戸籍上の性別と外観が一致せず本人確認等で問題が生じているため、2003年（平成15年）に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が制定され、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められることとなりました。

今後、性同一性障害者や障害に対する正しい知識を深める啓発活動とともに、生活におけるさまざまな面で多様な性のあり方を受け入れる社会に向けた啓発活動に努めるものとします。

そのほかにも、アイヌの人々の人権、北朝鮮に拉致された人々やその家族に関する人権、中国からの帰国者に対する人権、世間体や家族觀の違いに基づくひとり親世帯への差別や偏見、<sup>※(P41)</sup>婚外子（非嫡出子）やその母親、児童福祉施設等出身者に対する差別や偏見、ひきこもりの問題などさまざまな人権問題があります。

このような、さまざまな人権問題に対して、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

また、今後、新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じ、適切な対応と取り組みを行います。

# 第4章 施策の総合的な推進

## 1. 推進体制づくり

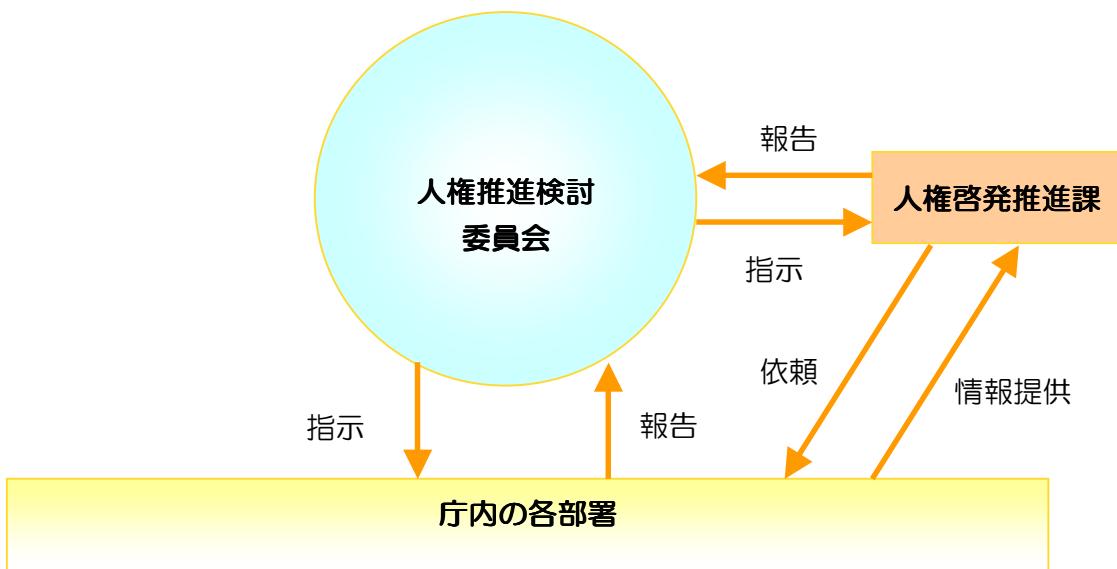
### ①庁内推進組織

人権の教育・啓発を推進するためには、各部署が責任を持って、主体的に取り組んでいくことが求められる一方、各部署の個別対応では、課題の解決が図れないような事態も多く発生することから、関連する部署が連携して取り組んでいく必要があります。

また、本市として、人権の教育・啓発を進めていく上で、中長期的な目標を設定し、進行状況を把握しながら、各部署の総合調整を図った推進が求められます。

そこで、庁内に「人権推進検討委員会」を設置し、総合的な調整や連携した取り組みの推進を図るとともに、人権啓発推進課を通じて、施策の進行管理を行います。

#### ■庁内推進組織のイメージ



### ②分野別の組織体制

庁内において、分野別に担当する部署を定めて、計画の管理を行うものとします。

### ③人権啓発推進課の役割

人権啓発推進課は、人権啓発の施策に関する調整機関の機能を担うとともに、人権に関する取り組みの推進役としての役割を果たしていくものとします。

## 2. 社会全体の取り組み体制づくり

人権侵害のない社会づくりは、あらゆる世代に対して、あらゆる機会に人権教育・啓発に取り組んでいくことが求められています。

### 1) 人権施策を推進する地域ネットワークの形成

人権問題は、地域社会全体の課題であることから、行政だけの施策で解決することは困難であり、むしろ、地域社会が主体となって行動し、行政が支援していくというスタンスで進めることが解決への近道であるといえます。

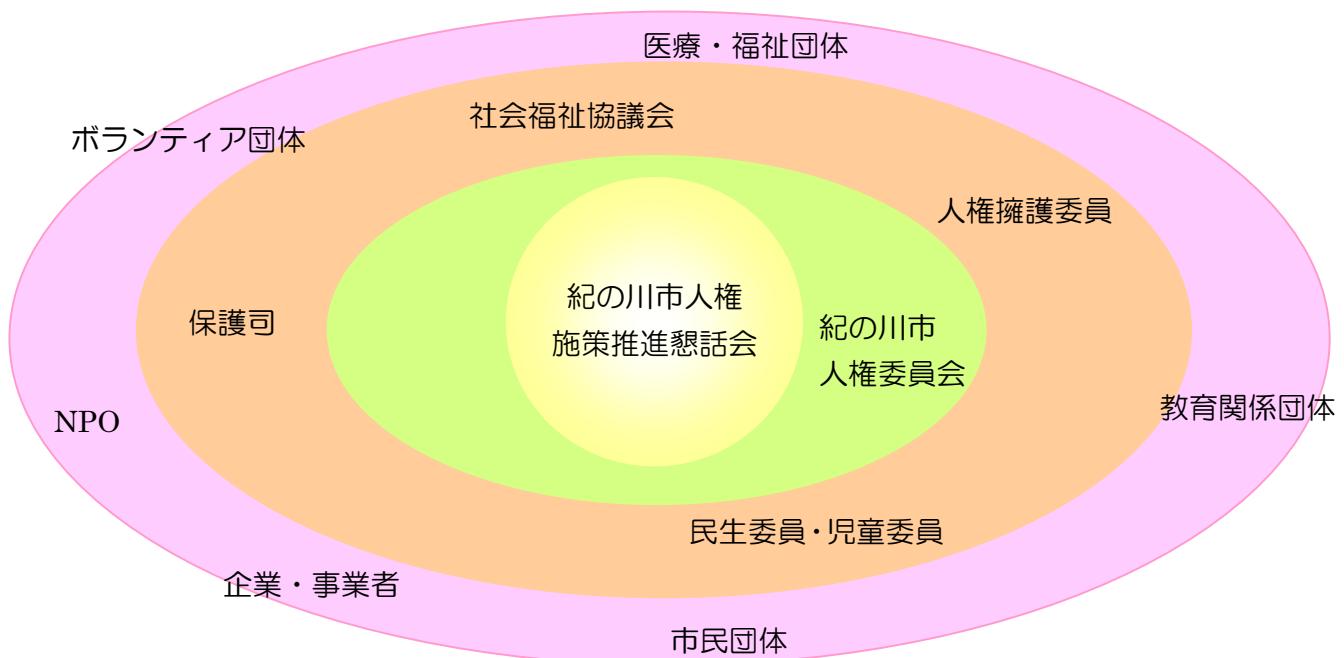
現在、本市では、人権行政を市民の視点で進めていくため、市民代表や学識経験者などで構成された「紀の川市人権委員会」を組織しています。さらに、その人権委員会の理事及び人権教育指導員をもって構成する「紀の川市人権施策推進懇話会」を設け、市の施策の立案や計画の推進、施策の評価などに対して、審議や提言を行うなど市民意向の反映を図り、現実に即した施策を展開しています。

紀の川市人権委員会のほかにも、人権擁護委員、民生委員・児童委員などさまざまな市民団体や地域組織があり、人権の教育・啓発に取り組んでいます。

また、NPO やボランティア団体の活動が福祉をはじめ、さまざまな分野に及んでおり、今後、人権問題への取り組みも拡大していくことが考えられます。NPO 等の自主的な活動は、行政が関わりにくい課題などに対しても、柔軟な対応が行われ、地域において重要な役割を担っていくことが期待されます。

今後も人権問題を担うさまざまな主体が、お互いの自主性を尊重しつつ、連携を図ることで、有機的な結びつきを深め、生きた地域のネットワークを形成していきます。

■地域ネットワークのイメージ図



## 2)人権擁護のためのセーフティネットの構築

本市では、人権の教育・啓発を通じて、人権意識の高揚を図り、偏見や差別の解消によって、すべての人が生まれながらにして持っている権利が守られる地域社会の形成に取り組んでいます。しかし、人権侵害は今なお存在していることから、現実社会への対応として、人権侵害を受けた人に対する相談、加害者に対する人権侵害の防止、あるいは被害者を援助する人権救済の擁護的な措置が求められます。

人権侵害を救済する最終的な解決手段として、裁判制度があります。しかし、差別や虐待を受ける被害者等の弱い立場にある人々が、この制度を利用するには困難な場合が多く、手続きに時間や費用を要することから、迅速かつ実効的な救済が必要となります。

こうしたことから、庁内の相談窓口から関連各部署まで一体となった迅速な連絡・対応体制と、さらに、国・県など関係機関との連携体制の強化・充実を図ることで、実際の人権侵害の事象に対して速やかに権利を回復する人権擁護のためのセーフティネットの構築を目指します。

### 3. 人権行政の推進管理方針

#### 1) 人権問題の情報収集と把握

##### ① 各種相談による状況把握

市民が日常生活において、さまざまな課題に直面する事象について、側面的な支援として人権相談や法律相談などを行っており、こうした市民相談によって人権に関わる問題の把握に努めています。また、最も身近な支所の窓口においては、人権に関わる相談に対して、プライバシーの保護の観点から相談室や個室を利用して対応するとともに、専門的な相談に対しては、担当部署への取り次ぎや専門的な相談機関の紹介など市民の立場に立った対応を行っています。

今後も、庁内の連携や国、県、専門機関との連携を図り、市民が安心して相談ができる体制づくりを図っていきます。

##### ○トピックス

平成 18 年 11 月 6 日に紀の川市と和歌山労働局は、「紀の川市地域職業相談室」（紀の川ワークサロン）を開設しました。

職業相談、職業紹介などのサービスが利用できる施設となっています



##### ② 「市民の生の声」を聞く機会の仕組みづくり

「市民の生の声」を聞く方法としては、紀の川市のホームページにおいて「市政ポスト」を設置し、いつでも市民が意見や質問、要望、問い合わせなどが行える体制を整えており、寄せられた意見などについては、広報担当課が窓口となって、担当部署と連絡調整を図り、的確に対応する体制づくりを行っています。

The screenshot shows the official website of Kinoiwa City. At the top, there's a navigation bar with icons for home, news, events, etc., and a link to the 'Municipal Post'. Below the header, there's a large blue banner titled 'Municipal Post'. Inside the banner, there's a yellow box containing the phone number 'お問い合わせ先 広報広報課 TEL 0736-77-0813(ダイヤルイン)'. Below that is a blue box with the text '紀の川市政へのご意見やご質問、ご要望、お問合せなどがございましたら、下記のメールにて送信してください。' and three bullet points explaining the process. At the bottom right of the banner is a red and white envelope icon with the text 'メールはこちから'.

### **③人権の意識調査などによる状況把握**

人権の教育・啓発を進めていくためには、今までの経過と現状を捉え、課題を明確に把握していくことで、状況に応じた的確な施策の推進が可能となります。

よって、市民がどのような人権意識を持ち、市民生活において、どのような人権問題が発生しているかを把握するため、人権の市民意識調査を行っていく必要があります。

市民意識調査は、行政により実施される人権教育・啓発の施策に反映していくとともに、人権委員をはじめ、人権問題に直接関わることの多い関係団体や人権擁護委員の方々と課題を共有し、解決に向けて協働で取り組むために必要な資料となります。

### **④具体的なアクションプログラム(行動計画)の策定**

今後、基本方針に基づいて人権施策を推進していくために、施策の具体的な実施を示したアクションプログラム(行動計画)の策定について検討していきます。

### **⑤基本方針の見直しについて**

この基本方針は、社会情勢や価値観の変化などによる新たな課題に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。

# 参考資料

## 用語の解説

### 【あ行】

IT (Information Technology) (P31)

情報技術。(コンピューターやネットワーク及びその活用技術)

インセンティブ (P3)

奨励や刺激、報奨といった意味の英語であり、主に報奨金を付けた契約などに用いられる。ものごとに取り組む意欲を、報酬を期待させて外側から高める働き。

インターネット (P31)

通信回線を介して、世界各地の個人や組織のコンピューターがつながることをいいます。不特定多数の人との情報の送受信が可能になります。

HIV (P8)

ヒト免疫不全ウィルス。

HIV感染者とは、HIVの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズに特徴的な指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない状態の人を指します。

エイズ (AIDS) (P30)

HIV感染によって免疫不全の状態となり、カリニ肺炎等の疾患を発症した状態。

正確には「後天性免疫不全症候群」といいます。

NPO (P14)

「民間非営利組織」という意味で、営利を目的としない民間団体の総称とされます。「民間」とは、「政府の支配に属さないこと」。「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益があがっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること」。「組織」とは、「社会に対して責任ある体制で継続的に存在する人の集まり」と説明できます。

利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、NPOは社会的な使命を達成することを目的にした組織であるといえます。

1998年(平成10年)には、「任意団体」に「法人格」を与え、NPOの活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されています。

## L D ( 学習障害 )( Learning Disabilities ) ( P25 )

1999 年(平成 11 年)の文部省(現文部科学省)調査研究協力者会議の報告書では、学習障害とは、「基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すものです。

学習障害は、その原因として中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではない」と学習障害について定義されています。

## 【か行】

### 介護保険制度 ( P23 )

40 歳以上の被保険者の要介護状態または要介護状態となるおそれのある状態に関し、必要な介護サービスの保険給付を行う制度。40 歳以上の国民の保険料と国・県・市町村の公費を財源として、市町村等が保険者となって行われる社会保険制度。

### 家族経営協定 ( P20 )

家族経営を中心のわが国の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするために、経営において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に發揮できるように、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを、文書にして取り決めたものが「家族経営協定」です。

### 感染症 ( P30 )

病原体の侵入増殖によって人体機能が侵害される病気をいいます。

### 喜の国エンゼルプラン ( P6 )

子どもを持ちたい人が安心して子どもを生み育てることができる環境、また、子ども自身が健やかに育つ環境を整備することを目的に、和歌山県は、平成 18 年度までの 10 か年における施策の方向性と具体的な施策を示しました。

### コーホート要因法 ( P23 )

人口推計手法の一つで、年齢階層それぞれの人口動態をもとに将来を予測する方法です。たとえば、仮に全く外部との出入りがなかったとすれば、人口が増減加する要素は、新たな出生数と死亡数です。実際には転入転出などの社会的な移動があるので、市外部からの流入や外部への流出を過去のデータからその移動率を見込んで推計を行います。

## 国際人権規約 (P2)

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約またはA規約)」、

「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約またはB規約)」、

自由権規約の議定書から成り立っています。

わが国は、及び の2つの規約について、1979年(昭和54年)に批准しています。

## 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約) (P4)

1989年(平成元年)に国連総会で採択されました。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約です。わが国は、1994年(平成6年)に批准しました。

## コミュニティビジネス (P24)

市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、また、コミュニティの再生を通じてその活動の利益を地域に還元するという事業の総称です。

コミュニティビジネスは法人、資格を示すのではなく、「地域性・社会性+事業性・自立性」を伴った地域事業体のこと指します。

## 婚外子(非嫡出子) (P33)

法的には非嫡出子といい、法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子どもをいいます。法律婚から生まれた子どもは「嫡出子」といいます。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止しています。

## 【さ行】

### 支援費制度 (P25)

障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用するという新たな制度で、平成15年度より実施されています。

### 施設コンフリクト (P25)

障害のある人の自立を進めるため福祉施設等の設置に際し、その設置をめぐり地域住民との間で生じる摩擦をいいます。地域で反対運動が起こり、施設の整備が進まないなどさまざまな問題が生じています。

### 自閉症 (P25)

発達障害の一種として捉えられ、主な症状として「言葉の意味が理解できず、共感的なコミュニケーションがとれない」「行動の様式や興味の対象が限定されて同じような行動を反復する」等があげられます。このうち知的発達の遅れを伴わないものを高機能自閉症といいます。

### 児童虐待 (P16)

「児童虐待の防止等に関する法律」において、保護者が監護する児童に対し「児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること」「児童にわいせつな行為をすること、またはさせること」「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」「児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と定義されています。

### 女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）(P4)

すべての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきであるとした条約です。わが国は、1985年(昭和60年)に批准しました。

### シルバー人材センター (P24)

高齢者に地域社会の臨時的・短期的な仕事を提供することを目的とする団体。1986年(昭和61年)に高齢者雇用安定法で制定化されました。

### 人権擁護委員 (P15)

基本的人権の侵犯に対する監視・救済を行い、人権思想の普及に努めることを使命とするために、法務大臣の委嘱により市町村ごとに置かれています。

### 人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）(P2)

締結国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有(生まれながらに持っていること)を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策を、すべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容とした条約です。わが国は、1995年(平成7年)に批准しました。

### ストーカー行為 (P19)

同一の者に対して、恋愛感情等その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復することをいいます。

### 成年後見制度 (P16)

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人を保護するため、家庭裁判所の手続きを通じて、代理権等を付与された成年後見人や保佐人等が財産管理等を行う制度です。

### セーフティネット (P36)

最低限の安全を保障してくれる社会的な制度や対策。

### 世界人権宣言 (P1)

1948年(昭和23年)12月、国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。なお、採択された12月10日は、「世界人権デー」とされ、わが国では、12月10日までの1週間を「人権週間」と定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています

### セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)(P19)

相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって不利益を与えたる、または、それを繰り返すことによって相手の生活環境を著しく悪化させることをいいます。

### セクター (P3)

幾つかに部門を分けたときの一つ。地域。分野。

## 【た行】

### 男女雇用機会均等法 (P5)

働く女性が性別により差別されることなく、充実した職業生活を営むことができるようになるためには、募集・採用という職業生活の入口において男女の均等な機会が確保されることが大変重要であることから、事業主は労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えなければならないこととされています。

### 知的財産権 (P8)

物品に対し個別に認められる所有権(財産権)のことではなく、無形のもの、特に思索による成果・業績を認め、その表現や技術などの功績と権益を保証するために与えられる財産権のことであり、知的財産とは、その性質から、「知的創作物(産業上の創作・文化的な創作・生物資源における創作)」と「営業上の標識(商標・商号等の識別情報・イメージ等を含む商品形態)」及び、「それ以外の営業上・技術上のノウハウなど有用な情報」の三つに大別されます。

### 超高齢社会 (P23)

全人口に占める65歳以上人口の割合が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」といわれている。国立社会保障・人口問題研究所の2002年(平成14年)推計によれば、2025年(平成37年)には、老齢人口が全体の28%となることが予想されています。(必ずしも絶対的な基準というわけではなく、「高齢社会」や「超高齢社会」等、多様に表現されることについては、特に定義が定められているものではありません。)

## D V ( ドメスティック・バイオレンス ) (P16)

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的・性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えられることなども含まれた概念をいいます。

## 【な行】

### 難病（特定疾患）(P30)

1972年(昭和47年)、厚生省(現厚生労働省)が策定した「難病対策要綱」によると「原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれがある少くない疾病」「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病」とされています。

### ノーマライゼーション (P25)

障害者や高齢者がほかの人々とともに暮らす社会がノーマル(標準)であるとする福祉の基本理念。

## 【は行】

### パートナーシップ (P3)

互いを自立した主体的存在として認めあい、対等な立場で連携・協力しあう関係、共存・共生できる関係をいいます。

### 発達障害者支援法 (P25)

児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策。

### バリアフリー (P27)

障害者が社会生活をしていく上で、物理的、心理的障壁(バリア)となるものを除去するという意味です。物理的な面では建物や道路などの段差解消による障壁の除去という意味で使われることが多くあります。

### ハンセン病 (P8)

ノルウェーの医師ハンセンが発見した細菌「らい菌」による感染症。末梢(まっしょく)神経や皮膚が侵されるが、感染力や発病力は極めて弱い。

以前は「らい病」と呼ばれ、菌発見までは遺伝病と考えられていましたが、1940年代以降は特効薬が発明され、治癒が可能となりました。

### ひきこもり (P21)

特定の病名や診断名ではなく、さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことを指します。( 単一の疾患や障害の概念ではありません。)

### フェーズ (P3)

プロジェクト全体に対してそれよりも小さな期間・規模でプロジェクトを区切った単位として用いられます。

### 不登校 (P21)

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある(病気や経済的理由によるものは除く)ことをいいます。

### プロバイダー責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律) (P31)

インターネット上の情報の流通による、名誉毀損やプライバシー侵害などの権利侵害に対処するため、2001年(平成13年)11月に制定された。同法はプロバイダーの損害賠償責任を、情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知った時に限定して認めることで、インターネット上の表現の自由に配慮している。他方で、同法は、自己の権利を侵害されたとする者は発信者の住所、氏名を開示するように、プロバイダー等に請求することができる権利などを規定しています。

### ボランティア (P24)

自発性、柔軟性、公益性、無償性等を原則として、地域や社会のために時間や労力、知識、技術などを提供する個人のことをいいます。

## 【わ行】

### 和歌山県人権啓発センター (Tel 073 435-5420) (P15)

1998年(平成10年)8月に策定された「人権教育のための国連10年和歌山県行動計画」において、人権啓発の拠点としての人権啓発センターが位置づけられ、これに基づいて、2002年(平成14年)4月に設置されたものです。

また、2003年(平成15年)9月には財団法人化され、各種啓発事業や研修事業、人権相談業務など、県民の人権意識の高揚を図るための事業を総合的に行ってています。

# 紀の川市人権尊重のまちづくり条例

平成 18 年 12 月 22 日  
条例第 74 号

## (目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市及び市民の役割を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的とする。

## (市の役割等)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

- 2 市は、人権施策の推進に当たっては、国、県及び関係機関と連携するものとする。
- 3 市は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する調査研究に努めるとともに、市が実施した人権施策について公表するものとする。

## (市民の役割)

第3条 市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを自覚して、人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において人権尊重のまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

## (人権施策基本方針)

第4条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 人権尊重のまちづくりの基本理念
  - (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する事項。
  - (3) 人権に関する相談支援体制の整備に関する事項。
  - (4) 人権問題における分野ごとの施策に関する事項。
  - (5) その他人権施策を推進するために必要な事項
- 3 市長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ次条に規定する紀の川市人権施策推進懇話会に諮問するものとする。

## (紀の川市人権施策推進懇話会の設置等)

第5条 この条例の目的を達成するため紀の川市人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

- 2 懇話会は、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、人権尊重のまちづくりに関する基本的事項を審議する。
- 3 懇話会は、人権尊重のまちづくりに関する基本的事項に関し、市長に意見をのべることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 紀の川市人権施策推進懇話会設置規則

平成 19 年 2 月 15 日

規則第 4 号

## (趣旨)

第1条 この規則は、紀の川市人権尊重のまちづくり条例（平成 18 年紀の川市条例第 74 号）第6条の規定に基づき、紀の川市人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (構成)

第2条 懇話会委員は、紀の川市人権委員会理事及び人権教育指導員をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の委員の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第3条 懇話会に会長及び副会長を置き、人権委員会の会長及び副会長の職にあるものをもって充てる。

2 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は会長が務める。

3 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

## (関係者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議の内容に關係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、人権啓発推進課において処理する。

## (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は公布の日から施行する。

### (懇話会委員の任期の特例)

2 第2条第2項本文の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

## 紀の川市人権施策推進懇話会 委員名簿

藤 範 信 彦	紀の川市人権委員会 会 長
今 木 紀和子	紀の川市人権委員会 副会長
泉 中 條 子	紀の川市人権委員会 副会長
金 岡 由 憲	紀の川市人権委員会 理 事
岩 鶴 敏 治	紀の川市人権委員会 理 事
松 井 信 雄	紀の川市人権委員会 理 事
平 井 幸 人	紀の川市人権委員会 理 事
西 正 巳	紀の川市人権委員会 理 事
西 上 正 彦	紀の川市人権委員会 理 事
三 國 和 美	紀の川市人権委員会 理 事
永 井 紀美男	紀の川市人権教育指導員

# 世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月10日  
第3回国際連合総会採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするために、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けすことなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第5条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

## 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第13条

- 1 すべて人は、各國の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自國その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

## 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けすことなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関する平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

## 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

## 第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

## 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自國においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思是、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思是、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

## 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各國の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

## 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布  
昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第3章 国民の権利及び義務

**第10条** 日本国たる要件は、法律でこれを定める。

**第11条** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

**第12条** この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

**第13条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**第14条** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

**2** 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

**3** 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

**第15条** 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

**第16条** 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

**第17条** 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

**第18条** 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

**第19条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

**第20条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

**第21条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

**第22条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

**第23条** 学問の自由は、これを保障する。

**第24条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

**第25条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

**第26条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

**第27条** すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

**第28条** 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

**第29条** 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

**第30条** 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

**第31条** 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

**第32条** 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

**第33条** 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となってゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

**第34条** 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

**第35条** 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ検索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 検索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

**第36条** 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

**第37条** すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

**第38条** 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

**第39条** 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

**第40条** 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

## 第10章 最高法規

**第97条** この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 人権教育のための世界計画

「人権教育のための世界計画」決議（仮訳）A/RES/59/113B  
(2005年7月14日無投票採択)

※わが国は共同提案国

国連総会は、

「人権教育のための国連10年」(1995年—2004年)に関して、総会及び人権委員会によって採択された関連する決議を想起し、

人権教育は、すべての者が他者への尊厳に対する寛容及び尊重並びにすべての社会においてかかる尊重を確保する手段及び方法を学ぶための、長期かつ生涯的プロセスであることを確信し、すべての者が評価され及び尊重される社会を発展させるとの観点から、人権教育は、人権及び基本的自由の実現のために重要であり、また、平等の促進、紛争及び人権侵害の予防並びに参加及び民主主義的なプロセスの強化に著しく貢献するものであると信じ、

2005年1月1日に開始した連続するフェーズからなる「人権教育のための世界計画」についての、2004年12月10日の総会宣言を歓迎し、

- 1.初等中等学校教育に焦点を当てた、人権教育のための世界計画第1フェーズ(2005年—2007年)の行動計画改定案を採択する。
- 2.人権教育のための世界計画のもとでイニシアチブを発展させ、とりわけ能力に従い行動計画改訂案を実施することを、すべての国に奨励する。
- 3.国連人権高等弁務官事務所に対し、ユネスコとの緊密な協力の下、行動計画改訂案の国内的な実施を促進し、要請された場合には関係する技術的な支援を提供し、関係する国際的な努力を連携させることを要請する。
- 4.関係する国連システムの諸機関若しくは団体又は組織及び国際的及び地域的な政府間及び非政府組織に対し、それぞれのマンデートの中で、行動計画改訂案の国内実行を要請された場合には促進し、技術的に支援することを訴える。
- 5.すべての現行の国内的人権機関に対し、行動計画改訂案と一致する人権教育プログラムの実施を支援するよう要求する。
- 6.国連人権高等弁務官事務所及びユネスコに対し、国家及び、政府間及び非政府組織の中で、行動計画改訂案を広く普及させることを要請する

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000年（平成12年）11月29日制定  
2000年（平成12年）12月6日施行

## （目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## （基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## （国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## （基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## （年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## （財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

## （見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。





紀の川市人権施策基本方針  
(平成 19 年 3 月)

発行：和歌山県紀の川市  
住所：和歌山県紀の川市西大井338  
TEL 0736-77-2511（代表）  
FAX 0736-77-4910  
E-mail : k050300-001@city.kinokawa.lg.jp  
<http://www.city.kinokawa.lg.jp/>

紀の川市の市章は、「紀」の文字をシンボライズし、自然の豊かさに包まれた快適な都市をデザインしています。  
市を象徴する「紀の川」の流れや澄んだ空気をイメージしたブルーを基調に、中心から交流の輪が広がる様子を描いています。